# 山田町民提案型まちづくり事業補助金

## 募　集　要　項

山田町　政策企画課

# Ⅰ　概要

## １　山田町民提案型まちづくり事業補助金とは

山田町の地域の持続可能な活動と活性化を図るため、町民活動団体等が提案する、自主的、主体的に実施する地域活性化事業の実施に要する経費に対し、交付される補助金です。

## ２　対象事業

補助対象経費が下記のいずれかに該当する新規事業で、次年度以降も継続して行われる事業です。補助金の交付は、１年度につき１団体１事業とし、同一事業に対するものは３年が限度です。

（１）資源を活かした魅力ある地域産業を創出する事業
（２）新しいひとの流れを創造する事業
（３）結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる事業
（４）誰もが安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業
（５）その他、山田町の活性化に資する事業

【事業例】

・町内の海岸や漁港の清掃活動
・町内の特産品等を活かした商品の開発や拠点整備
・交流人口創出・拡大や町の活性化につながるイベントの実施
・結婚・出産・子育て支援につながる事業
・教育環境の整備につながる事業
・安心・安全な暮らしの確保につながる事業
・健康・生きがいづくり支援事業
・地域の文化（伝統芸能等）活動の保存・継承による地域づくり事業　など

【対象とならない事業】

・新規事業であっても実質的に同一事業とみなされるもの
・施設等の整備や修繕などのハード事業のみを目的としたもの（ただし町の課題解決や活性化を図るため、ハード事業を活用して町民等によるまちづくり活動が継続されるとみなされる場合を除く）
・国・県または町等が実施している補助対象事業
・特定の企業・団体・個人の利益を追求する事業
・宗教的活動・政治的活動に関する事業

## ３　団体の要件

次に掲げる要件をすべて満たす地域自治組織、５人以上で構成する町民活動団体、事業者又はこれらの者で構成する連合体。

（１）主たる活動拠点が山田町内であること
（２）町税等の滞納がないこと
（３）団体の構成員の３分の２以上が町内に在住していること
（４）宗教活動又は政治活動を行っていないこと

（５）団体の事業実施体制が確保できていること

**４　補助率及び補助限度額**

補助対象経費の５分の４以内（上限１００万円）

**５　補助対象経費**

対象経費は下記のとおりです。

| 区　分 | 主なもの |
|---|---|
| 報償費 | 講師、専門家、出演者、協力者への報償・謝礼等 |
| 旅費 | 事業実施のために直接必要な交通費等 |
| 需用費 | 事業実施のために直接必要な消耗品費、チラシ・ポスターなどの製作費等 |
| 役務費 | 事業実施のために直接必要な郵便料、運搬費、保険料等 |
| 使用料及び借上料 | 事業実施のために直接必要な機器類の借上（レンタル）料、イベントなどの会場等借上料等 |
| 備品購入費 | 事業実施のために必要不可欠な備品（購入した備品を活用した継続した事業が見込まれること） |
| 原材料費 | 木材など作業用の原材料費 |
| その他必要な経費 | 事業実施のために必要な経費であって、町長が特に必要と認める経費 |

【補助対象経費】

※対象とならない経費

「交際費、慶弔費、懇親会費、積立金、他団体への負担金及び補助金、予備費」のほか、次のものは補助対象経費としない。

・団体の経常的な運営に係る一切の経費
・飲食費（会議の際の食事、弁当、茶菓も含む）
　※但し、イベント時のボランティアに対する弁当代等特別なものは除く。
・家賃（敷金・礼金含む）
・団体が支払ったことが不明確な経費（領収書の受領がされていない経費）
・その他事業に直接関係しない経費及び社会通念上適切でない経費

**６　交付期間**

１年限り

## Ⅱ　事業の流れ

### １　募集受付

令和８年５月１日（金）～令和８年５月２９日（金）

### ２　提出書類

（１）山田町民提案型まちづくり事業補助金交付申請書（様式第１号）
（２）山田町民提案型まちづくり事業企画提案書（様式第２号）
（３）収支予算書（様式第３号）
（４）団体概要書（様式第４号）
（５）その他町長が必要と認める書類

### ３　受付窓口

政策企画課まちづくり推進係　（役場庁舎　３階）

### ４　審査

山田町民提案型まちづくり事業選考委員会を開催。

### ５　審査の基準

選考委員会の審査基準は下記のとおりです。
（１）町民が関心を持ち、共感できる事業であるか
（２）公益に寄与するまたは活性化につながると認められる事業であるか
（３）社会的課題・地域課題などを考慮した事業であるか
（４）今後も継続して活動を行っていくことのできる団体と認められるか
（５）今後、補助金に頼らない方向へ進められるか
（６）事業に計画性・実現性が認められるか

### ６　採択・不採択の決定

審査結果は、選考委員会から町に報告され、町は採択・不採択を決定します。応募団体に対しては、その結果を通知書で通知します。

### ７　事業の実施

採択（補助金交付）の決定を受けた日から、２月末日までを事業実施期間とします。

### ８　補助金の前金払

交付決定額の8割を上限として、前金払を請求することができます。

### ９　事業報告

事業完了後１ヶ月以内又は交付決定を受けた年度の３月１５日のいずれか早い日までに、下記書類を提出することとします。

（１）山田町民提案型まちづくり事業実績報告書（様式第６号）
（２）収支精算書（様式第７号）
（３）領収書（支出の確認ができるものとする。）
（４）その他町長が必要と認める書類

## 10　その他

提案事業をご検討中の方は、まずはご相談ください。

【お問合せ先】
山田町政策企画課まちづくりチーム　電話 0193-82-3111　（内線 362）

## 参考　他市町村における類似事業の実例

・食育協働事業
・社会的孤立を支援する協働事業
・商店街コミュニティガーデン協働事業
・家庭訪問型子育て支援協働事業
・産業ＰＲ大作戦
・親子で学べる森の学校
・「鎮魂のハス池」整備
・ポイントサービス会員と加盟店拡大キャンペーン
・被災跡地の利活用による新たな観光スポットづくり
・市民参加型健康教室
・市民音楽交流事業
・桜の管理作業と草木染め講座
・新しい地域経済の活性化プロジェクト
・トレイルランニング大会
・手づくり結婚式事業
・歴史の道ガイド養成事業
・保護猫ボランティア支援事業
・「映画の街●●●」活性化事業
・部活動地域移行に伴う総合的地域スポーツクラブ
・マチ歩き MAP プロジェクト
・市民と創るアート展とワークショップ
・インクルーシブサッカー教室
・水源地域カヌー振興事業
・田んぼアート事業
・史跡検証事業
・e スポーツ大会
・ハワイ・●●ジュニアサッカー交流大会
・こども防災フェスタ
など